

7. 病気による出停関係

下記の病気にかかったら、学校保健安全法19条の規定により出席停止になります。速やかに学校へお知らせください。欠席されても、欠席日数には入りません。

病気が治り登校される時には、医師の治癒証明書が必要です。治癒証明書は学校からお渡ししますので、医療機関で証明してもらい担任までご提出ください。（治癒証明書は有料となる場合もありますが、ご了承ください。）

☆出席停止となる病気☆

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウィルス属SARSコロナウィルスであるものに限る）、及び 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウィルスA属インフルエンザAウィルスであって、その血清亜型がH5N1であるものに限る）
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎（おたふく風邪）、風疹、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

8. 日本スポーツ振興センター

学校生活の中や決められた通学路においての事故や病院にかかった場合、医療費の一部が支給される制度です。

この制度は、医療機関へ医療費（本人負担分）を支払っていただいております。手続き完了後2～3ヶ月に医療見舞金として給付されます。手続きは学校が行いますので、上記の理由で病院にかかった場合は学校へ連絡をしてください。必要な書類をお渡ししますので、病院等で必要事項を記入してもらった後、学校へお届けください。

なお、次の場合は給付を受けることができません。

- 支払った医療費が総額 1, 500円以下の場合
- 自動車事故等で相手側から保険金が支払われる場合 等